

1. P.3の「出展規定」をご確認のうえ、お申込みください(本申込書のご提出は、「出展規定」の規則に同意するものとします)。
2. ご捺印後、お手元に必ずコピーをお取置きのうえ、E-mailでお送りください。

1. 貴社情報 ※会社登記上の社名と本社住所をご記入ください。

年 月 日

フリガナ 社名(和)	社印 ※電子印または印刷後に捺印してください	(英)
(〒) 都道府県 本社住所 以下住所	市区町村 ビル名	
代表 Tel	Web	
貴社業種 ※該当するものにチェックをお願いします ☐ 製造業 ☐ 輸出入業・商社 ☐ 卸・問屋 ☐ 小売業 ☐ 官公庁・公社・団体 ☐ サービス業 ☐ その他()		

2. 展示会ご担当者情報 ※ご連絡窓口となる方の情報をご記入ください。請求書送付先が、展示会ご担当者情報と異なる場合は主催者までご連絡ください。

フリガナ 担当者名	担当者 Tel ☐ (会社電話) ※両番号をご記入のうえ主たる連絡先にチェックをお願いします ☐ (携帯電話)
担当者部署・役職	担当者 E-mail
※社名(和) フリガナ ※上記1と異なる場合のみ記入	※(英) ※上記1と異なる場合のみ記入
(〒) 都道府県 ※住所 以下住所 ※上記1と異なる場合のみ記入	市区町村 ビル名

3. 出展に関する情報

▶申込小間数・出展料金(お申込みプランにチェック☒してください。)

申込み	①出展小間料金	料金	申込小間数	①合計(税別)
☐ (一社)日本工業炉協会 正会員 出展小間料金	1小間 9㎡(間口3m x 奥行3m) ※スペースのみ(ブースおよびブース装飾なし)	¥360,000	×	=¥
☐ (一社)日本工業炉協会 賛助会員 出展小間料金		¥380,000	×	=¥
☐ 一般関連企業 出展小間料金		¥440,000	×	=¥
申込み	②その他の出展料金	料金	申込数	②合計(税別)
☒ 【出展企業・団体必須】出展者検索ページ登録(メディアパッケージマネジャー：MPM)利用料金	出展企業・団体毎に¥30,000(税別)を申し受けます。出展小間料金とあわせて、まとめてご請求いたします	¥30,000	×	1 =¥ 30,000
☐ 【共同出展者用必須】出展者検索ページ登録(メディアパッケージマネジャー：MPM)利用料金	共同出展企業・団体毎に¥30,000(税別)を申し受けます。料金は申込出展者へ、出展料金とあわせてご請求いたします。	¥30,000	×	=¥
①+② 合計(税別)				=¥

▼以下は希望者のみ

申込み	【有料オプション】角小間優先オプション	優先的に2面が通路に面する小間位置を提供いたします。料金は小間位置決定後に、本有料オプションをお申込みの方で、角小間(2面以上オープン)に配置された場合のみ、別途請求いたします。	¥60,000	×	1	=¥ 60,000
☐	※申込小間数が1小間もしくは2小間の出展申込者のみ					

▶出展予定製品 ※5つまで選択可(チェックされた項目が出展者検索ページ原稿に反映されます。後で変更可能です)

- ☐各種工業炉
- ☐環境・カーボンニュートラル関連技術・設備
- ☐燃焼機器、発熱体
- ☐耐火物、耐熱鋼
- ☐計測・制御機器、搬送装置
- ☐表面加工処理技術、機器
- ☐遠赤外線関連機器
- ☐電熱関連機器、発電・電源装置、伝熱解析・熱流体解析機器
- ☐ボイラー・暖房機器
- ☐各種熱・冷熱関連機器、応用機器、冷熱技術、サービス
- ☐廃棄物関連設備、技術
- ☐ICT関連
- ☐DXにより進化した工業炉・熱技術
- ☐エネルギー供給機器(油・ガス・電力)
- ☐各種研究機関・大学・各種団体
- ☐その他関連製品・サービス(詳細を記入ください)

出展製品(具体的に)

▶実機展示予定 ☐なし ☐あり(詳細： 総重量 kg)

▶大型実機展示にかかわる計画搬入出の配慮 ☐希望する ☐希望しない

▶来場者へのアピールポイント ☐初出展 ☐新製品 ☐実機展示 ☐代理店募集

▶来場ターゲット(複数回答可)

- ☐工業炉メーカー
- ☐熱処理
- ☐鉄鋼
- ☐非鉄金属
- ☐金属製品
- ☐素材・材料
- ☐化学
- ☐鋳鍛造
- ☐窯業
- ☐建設・インフラ・プラント
- ☐次世代二次電池・燃料電池関連
- ☐エネルギー供給・活用関連
- ☐自動車・航空・宇宙
- ☐鉄道・造船・輸送
- ☐精密機器・産業機器・ロボット
- ☐電子・電気機器・民生機器
- ☐環境・廃棄物処理関連
- ☐商社・代理店・小売業
- ☐ICT・ソフトウェア・通信
- ☐調査・コンサルティング
- ☐研究機関・大学・各種団体
- ☐その他()

▶小間位置 貴社の小間位置との隣接を希望する、あるいは隣接を避けて欲しい企業があれば必ずご記入ください。

隣接を希望する企業・団体名 []	隣接を避けて欲しい企業・団体名 []
上記理由(複数選択可) ☐ 記載企業(団体)と合意済 ☐ 取引先や関連企業 ☐ その他()	上記理由(複数選択可) ☐ 競合企業(団体) ☐ 取引先や関連企業 ☐ その他()

※ 従来の出展者、または出展の可能性のある企業も含め出展者名をご記入ください。 ※リクエストベースとなり、ご希望に沿えない場合もございます。 ※社名(団体名)での記載がない場合は、受付できませんことご了承ください。

送付先・お問合せ：メッセフランクフルトジャパン(株) サーモテック 事務局
〒102-0071 東京都千代田区富士見 1-8-19 住友不動産千代田富士見ビル 4F
Tel 03-3262-8410 E-mail info@thermotec-expo.com
Web www.thermotec-expo.com

共同出展者 ☐なし ☐あり 次頁の共同出展者情報も必ずご記入ください。

事務局使用欄 ① SLX ☐ ② CNF ☐ ③ INV ☐ ④ PA ☐ ⑤ EMS ☐ ⑥ COM ☐

※共同出展者が2枠を超える場合は、本ページをコピーしてご使用ください。

サーモテック2026 出展規定

1. 出展申込

出展を希望される方は、本出展規定をご確認になり、出展申込書に必要事項をご記入・捺印のうえ、下記提出資料とともに、メッセフランクフルト ジャパン株式会社（以下、「事務局」といいます。）までお送りください。事務局にて申込書受領後、「出展申込受領確認書」を発行し、送付いたします。この「出展申込受領確認書」の発行をもって、本展示会への正式な出展申込みとします。

【提出資料】出展製品情報／会社案内（初回出展の方のみ）

2. 出展申込締切

第一次締切：2026年2月27日（金）

第二次締切：2026年4月30日（木）

ただし、締切日以前でも、予定小間数に達した時点でお申込みを締切らせていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

3. 出展料金支払

出展申込書受領後、請求書を発行しますので、請求書記載の支払期日までに出展料金を指定口座へお振込みください。なお、振込手数料は振込人にてご負担願います。各支払期日までに出展料金のご入金を確認できない場合、出展を取消しとさせていただきますことがあります。

出展料金に含まれるもの

【①出展小間料金 ②その他の出展料金】（消費税別）

①出展小間料金1小間（9㎡：間口3m×奥行3m）あたり

（一社）日本工業炉協会 正会員	¥360,000（消費税別）
（一社）日本工業炉協会 賛助会員	¥380,000（消費税別）
一般関連企業	¥440,000（消費税別）

②その他の出展料金

出展者検索ページ登録 （メディアパッケージマネジャー：MPM） 利用料金	1出展企業・団体につき ¥30,000（消費税別） ※共同出展者も同様に1社ごとに料金を申し受けます。料金は、申込み出展者へ、出展料金とあわせてご請求いたします。
--	--

※消費税を別途申受けます。

※角小間有料オプション（¥60,000-）はお申込みに従い、角小間への配置決定後に料金を請求するため、本規約での「出展料金」には含まれません。

4. 出展申込後の取消し

出展申込書受領後に申込面積の一部または全部を取消しことは認められません。ただし、取消理由を書面で通知いただき（以下、「取消通知」といいます。）、事務局がやむを得ない理由によるものと判断した場合は取消しを認め、下記の基準でキャンセル料を申し受けます。

～取消しの日付は取消通知の受領日を基準とします～

- 「出展申込受領確認書」の日付以降の取消しの場合は出展料金総額の50%を申受けます。
- 「小間位置確定書」における「確定日」以降の取消しの場合は、角小間有料オプション料金（該当企業のみ）および出展取消しに伴い事務局での費用負担が発生した場合はその実費も申受けます。
- 出展料金以外の「プロモーションツールのご案内」「メディアパッケージ」に従い申し込んだ有料プロモーションツールの料金（以下、「その他費用」といいます）につきましては、申込書の規定に準じます。

5. 小間位置の決定

出展料金の50%の入金が確認でき次第、出展申込順・小間数・出展カテゴリーに応じて各出展者の小間位置を決定します。なお、運営上やむを得ない必要性が生じた際には、決定した小間位置を変更する場合があります。

6. 出展面積の転貸、売買、譲渡、交換の禁止

事務局の許可なしに、出展者が出展面積の一部あるいは全部を第三者に転貸、売買、譲渡、交換することはできません。事務局の許可を得ずに転貸、売買、譲渡、交換を行った際には、両者の出展が無効となる場合があります。

7. 自社小間以外での禁止事項

出展物や装飾は必ず自社小間のスペース内に収めてください。自社小間スペース以外での、カタログ・サンプルなどの配布、アンケート、呼込行為、デモンストレーション等の宣伝活動や、空箱・梱包資材等の放置も禁止します。それらの行為が認められた場合には、出展を取りやめていただく場合がございます。

8. 補償

出展者が他の小間、事務局運営設備、または展示会場場の設備および来場者等に損害を与えた場合は、その補償は出展者の責任となります。

9. 保険

出展者または出展製品により来場者や他の出展者、事務局または展示会協力会社に対して損害を与えた場合や、出展製品や備品などの盗難に遭った場合等に備えるため、出展者は、会場への出展物搬入開始から撤去までの期間、必要と思われるものについて損害保険に加入することをお勧めします。

10. 展示会の延期・中止

天災・人災・疫病・ストライキ・戦争・テロなどの不可抗力により本展示会の開催が困難であると判断された場合、または本展示会の開催が出展者全体の十分な成果につながらないと判断された場合、事務局は本展示会の延期または中止の判断を下すことがあります。延期または中止となった場合には下記に従い、出展料金について次回開催への繰り越し、または返金を出展者が選択できます。それ以外に出展者に生じた費用については、事務局は一切の責任を負いません。なお、弊社が販売する有料のプロモーションツールの料金を含むその他の料金は、プロモーションツール申込書もしくは各利用規定に記載する返金規定に準じます。

＜繰越しの場合＞

延期・中止決定の日に関わらず、お預かりしている出展料金の全額を次回開催に繰越しします。繰越しによって差額が生じる場合、不足分は新たに請求し、余剰金は以下の返金率に従い返金いたします。但し、次回開催への繰り越しが困難な事情が生じた場合には、事務局は、当初お申込みいただいた本展示会の延期・中止決定の日に関わらず以下の返金率に従い返金を行うことができます。

＜返金の場合＞

延期・中止決定の日に関わらず、必要経費を差し引き以下の返金率に従い返金いたします。

搬入初日の30日以上前まで：支払金額の70%を返金
搬入初日の29日前から7日前まで：支払金額の50%を返金
搬入初日の6日前から搬入日前日：支払金額の30%を返金
搬入初日以降：返金なし

11. 展示会の開催時間短縮

天災・人災・疫病・ストライキ・戦争・テロなどの不可抗力により、事務局は本展示会の開催期間および開催時間を短縮する場合があります。開催期間または開催時間を短縮した場合、事務局は出展料金およびその他費用の返金の責任は負わないものとします。

12. 出展物の搬入・搬出、装飾工事と撤去

出展物等の会場への搬入・搬出および装飾工事、その他準備についての詳細は、本展示会開催の約2カ月前までにお送りする出展マニュアルにてご案内いたします。

13. 原状回復

出展者は本展示会終了後、出展マニュアルで定められた指定搬出時間内に必ず原状回復を行わなければならないません。出展マニュアルで定められた出展者搬出終了時刻前であっても、出展者が時間内に原状回復をすることができないと事務局が判断した場合、事務局が搬出を行うことができ、搬出にかかった費用は出展者が全額支払うものとします。また、その際に発生した出展物や装飾品の破損・紛失を含む一切の損害についても出展者が負うものとします。なお、事務局による搬出の有無にかかわらず出展者の責任により会場返却ができず、事務局に対して会場または次の会場利用者から損害賠償請求がなされた場合はその一切を当該出展者が支払うものとします。

14. 入国査証に関する免責

出展関係者は出展料金全額および招聘状発行サービス手数料の入金確認をもって日本入国査証取得のための招聘状発行サービスを受けることができます。

【招聘状発行サービス手数料：28,000円（消費税別・送料込）／1名】

1小間につき3名まで申請が可能となります。再発行および再転記の手続きが必要な場合には、追加料金（払戻し不可）が課金されます。事務局は、査証申請の結果についてはいかなる責任も負いません。また、申請先の領事館等から招聘状の発行を拒否された事により出展を取り消す場合、「4. 出展申込後の取消し」に基づきキャンセル料を申し受けます。

15. 輸入通関手続きに関する免責

事務局は、出展に関する輸入通関手続きのための適切なサービスを提供します。ただし、申請の結果についてはいかなる責任も負いません。

16. 防災法規の遵守

出展関係者は展示会場に適用されるすべての防災・安全法規を遵守していただきます。消防署・会場・事務局または事務局が委託した会社の査察・確認により、出展者が防災・安全法規またはルールを遵守していないと判断した場合、速やかに是正していただくか出展を取り止めていただくこととなりますのでご注意ください。

17. 知的財産権の保護

特許、実用新案、意匠、商標の権利を保護する必要がある製品、サービス、技術などについては、展示会開催前までに特許庁にて所定の申請手続を行ってください。また、出展の申込みの際には、出展物が他人の権利を侵害していないことをご確認のうえ、お申込みください。出展申込書の受領後、同出展物が他人の権利を侵害すると判断された場合には、出展をお断りすることがあります。その場合、出展料金は返金いたしません。

本展示会は特許法、意匠法その他の知的財産権に関する法令等に基づき認められた、出展者が保有する諸権利を尊重します。会期期間中に知的財産権に関する出展者間の問題が生じた場合は、上記法令等に基づき裁定されます。よって事務局は、上記法令等に即し当該出展者の違法性が明確に証明された場合、当該出展物の撤去を勧告・撤退を実施する権利を保有します。また、上記法令等に基づく存続期間の経過後に、その権利内容に基づいた展示物が第三者から出展された場合は下記の通りとなります。

- 当該権利の元来の保有者が、継続して当該権利に基づく製品を生産している（正規の継承者がいる）場合、第三者たる出展者は当該製品の出展を不可とします。
- 会期期間中に当該製品の出展が確認された場合、事務局は当該出展物の撤去を通告・実施する権利を有します。
- 当該権利の権利期間失効の後、当該権利に基づく製品の生産者がいない（正規の継承者がいない）場合はその限りではありません。

18. 展示会の運営と免責

事務局は展示会の業務を円滑に実施するために、本出展規定に記載のない事項について、新たに各種規則等の制定を行い、または、本出展規定を含む各種規則等の変更を行うことができます。本出展規定を変更した場合、事務局は本展示会のウェブサイトにおいて変更内容を開示します。出展者が本出展規定ならびに展示規則、その他出展マニュアル上での規定等に違反した場合は、出展をお断りすることがあります。また、暴力団、暴力団関係団体およびその関係者、もしくはその他反社会的勢力であると判明したとき、またはこれらの反社会的勢力を利用していることが判明したときは、出展をお断りします。また、出展製品が展示会の趣旨にそぐわないと事務局側にて判断した場合には、その出展製品の出展をお断りすることがあります。これらの場合、出展料金は返却しません。

事務局は、搬入等の準備から撤去までの全期間を通じて、警備会社と契約して会場の管理にあたりますが、展示品の損害、滅失、盗難に関する責任は負いかねます。

展示会会期中および会期後の商談・契約内容に関して、事務局はその責任を負いかねます。

19. 出展規定と展示規則の承認

すべての出展者は、本出展規定および事務局が制定する展示規則を承認したものとします。

20. 準拠法

本契約の準拠法は日本法とします。

21. 合意管轄裁判所

本契約に関する紛争の管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。

【事務局による会場内記録の使用について】

事務局は展示会場内において取材・撮影を行います。取材によって得られた情報や撮影した画像は、メッセフランクフルト ジャパン株式会社およびメッセフランクフルト グループが主催・運営する国内外見本市の広報・宣伝活動に使用することがあります。

【個人情報の取扱いについて】

ご登録いただきました個人情報は、メッセフランクフルト ジャパン株式会社およびメッセフランクフルト グループ会社*が主催・運営する国内外の展示会のご紹介および出版物、各種サービスや関連情報、共催者・出展者・スポンサー等の製品やサービスに関する情報を提供するために利用させていただく場合があります。これらの正当な目的以外に無断で利用することはありません。なお、ご提供いただきました個人情報は事務局にて厳重に管理いたします。

また、事務局は上記の目的のために、出展申込書に記載された貴社の情報（代表者やご担当者の情報を含みます。）をメッセフランクフルト グループ会社*および協力会社に対し提供させていただく場合があります。事務局がこれらの情報を、メッセフランクフルト グループ会社*および協力会社へ提供させていただく場合があることについて、ご本人の同意を取得していただきますようお願いいたします。

*メッセフランクフルト グループ会社の定義については、当社ウェブサイト・プライバシーポリシー

<https://www.jp.messefrankfurt.com/tokyo/ja/privacy-policy.html> をご覧ください。

個人情報に関するお問合せ窓口 E-mail: privacy@japan.messefrankfurt.com